



かすみがうら市
KASUMIGAURA

議会だより

No. 38

目次 CONTENTS

- P2-5** トピックス
・霞ヶ浦地区小学校統合実現を求める請願“採択”
・式場使用料（石岡斎場）格差解消を求める請願“採択”
・『ごみ広域処理』を求める決議を“可決”
- P6-7** 6月定例会提出議案
- P7** 第2回臨時会
- P8** 委員会活動
- P9-10** 議案審査特別委員会議案質疑
- P11-13** 一般質問
- P14** コラム



▲ツバメの雛（勤労青少年ホーム）

市議会議員の補欠選挙が
7月に執行され、新議員2名
が誕生しました

今後とも市民の声を市政に届けるべく
議会活動に取り組んでまいります

統合の実現を求める請願“採択”

添えられ提出された請願書は、5月14日の第2回臨時会で上程された霞ヶ浦地区小学校統廃合に係る関連議案や、議賛成多数で可決されました。(第2回臨時会の審議結果はP)

霞ヶ浦地区の市立小学校統廃合に関する意見書

本市が進める小中学校適正規模化計画に対しては、これまで、「中学校の統合により通学が危険となる生徒に対しスクールバスの運行を求める請願書」や「小学校統廃合の慎重審議を求める請願書」が提出され、議会はこれを採択してきており、これらの請願の趣旨も踏まえ、学校統廃合問題に対して慎重姿勢で臨んでまいりました。

そのような中、今回、「子どもたちが待ち望む霞ヶ浦地区の小学校統合の実現を求める請願書」が提出され、三千名を超える署名に加え、霞ヶ浦地区の各小学校PTA会長全員が署名をしていることは、大変重く受け止めなければならないと認識するところであります。

しかし、多くの市民が霞ヶ浦地区の小学校統合を望む一方、学校統合事業に関しては、まだ、解決されていない課題があることも事実であり、我々、かすみがうら市議会は、次のことを要望するものである。

記

1 廃校地域の対応について

- ・霞ヶ浦地区小学校は避難所兼避難場所などにも指定されていることから、廃校となった後の地域の安全・安心の確保の観点から、廃校後は、施設を安易に撤去することなく、地域住民の意向も十分に聴取のうえ方針決定すること。
- ・小学校の廃校により地域が過疎化することのないよう、廃校後の地域の活性化対策に十分配慮すること。

2 通学路の安全確保及びスクールバスの運行について

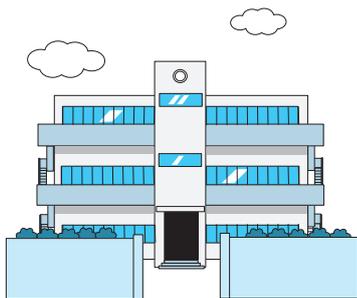
- ・通学路については、安全検証を実施し安全確保に努めること。また、スクールバスの運行方法については、保護者の意見をよく聴取し、安全・安心な通学ができるよう十分留意すること。

3 市の教育方針について

- ・現在、千代田地区の小学校統合方針は未決定の状態であり、今回の統合がイコール市の統合計画にならないようにすること。
- ・千代田地区の教育方針については住民の合意形成に誠心誠意努めること。

4 市の財政について

- ・学校統合に伴う経費により市の財政が悪化するようなことの無いよう、適切で計画的な財政運営を行っていくこと。



霞ヶ浦地区の小学校

(霞ヶ浦地区の各小学校PTA会長を含む3千名超の署名が審査され、賛成多数で採択されました。また、同臨時会に員発議により提案された「意見書」も審議され、いずれも7参照)

子どもたちが待ち望む霞ヶ浦地区の小学校統合の実現を求める請願書

【請願趣旨】

霞ヶ浦地区の子どもたちは小学校の統合を心待ちにし、新しい学校で、より多くの友達とふれあい、活気ある学校生活を送る日をととても楽しみにしています。

霞ヶ浦中学校はスムーズに統合し、地域を挙げて喜んでいきます。保護者は、小学校についても、勉強ばかりではなく、運動会や合唱、ゲームなどの活気ある活動や、クラス替えによる新しい出会い、コミュニケーション力の向上など、期待は高まるばかりです。

地域においても、地元の小学校がなくなるという寂しさはあるものの、子どもたちの将来を考えて統合は受け入れられています。

市の財政状況は厳しいと思いますが、学校は、子どもたちが一日を過ごす施設ですので、耐震化や改修の予算は優先的に確保されるべきです。

【請願事項】

霞ヶ浦地区の小学校統合について、心待ちにしている子どもたちの希望をかなえるとともに、保護者の強い期待や地域の理解にこたえ、予定どおり実現できるよう条例化するとともに、新しい学校にふさわしい施設となるよう耐震化や改修の予算を優先的に確保し、速やかに実現するよう求め請願します。

【賛成討論抜粋】 学校設置条例一部改正案（第35号）

◆対象となる全小学校のPTA会長を筆頭に3,653名の方から請願が出されました。このような熱意に動かされ、市当局としても財源の確保に努められ、健全財政と教育への投資拡大という難題に真剣に向き合われた上での提案であると評価しております。

◆学校統合については、市民の皆様は、議会が否決（平成26年第1回定例会）するとは思っていませんでした。だから、霞ヶ浦地区のPTA会長を先頭に、多くの署名をもって、これを考え直していただくという活動が行われたわけです。議員各位の考えを改めていただき、満場一致で賛同いただきたく思います。

【反対討論抜粋】 学校設置条例一部改正案（第35号）

◆地域から学校がなくなることは、廃れてゆく地域の末路、少子高齢化の加速、さまざまな惨めな現状が訪れ、買い物弱者難民や若者が住まない、嫁が来ない地域になることは必然です。廃校となる小学校の跡地問題は議論されず、統合先にありきとなっていることも問題です。後世に禍根を残さないためにも、もっと住民と慎重に議論を重ねた上で判断すべきです。

式場使用料(石岡地方斎場)格差解消を 求める請願“採択”

石岡地方斎場移転に伴う式場整備に本市は加わらないとしたことから、式場使用料に格差が生じたとして、格差解消を求める請願が、平成26年第1回定例会（3月）に提出されました。
議会閉会中に開催された特別委員会において審査結果がでたことから、第2回定例会本会議で議題となり、採決の結果、賛成多数で採択されました。



▲石岡地方斎場式場（移転後）

新石岡地方斎場の式場の使用料の格差解消を求める請願書

宮嶋市長は、これまで石岡地方斎場については、“市民の利益を守るため”にとのスローガンのもと規模縮小を求め、三市の協議により計画を見直し、当市の負担は4億円以下という線で落ち着きました。

その当時も、どのような利用料金体制となるのか危惧されておりましたが、残念なことに、具体的な方針が示されず、現在に至っております。

そのような中で、新石岡地方斎場が、平成26年4月21日から使用できるとのことです。それに伴い、先般、「火葬場及び式場使用料の改正案」が示されました。

この内容からすると、式場の利用料は、石岡・小美玉市の市民は、通夜・葬式で6万円である一方、かすみがうら市の市民は、20万円ということです。

この利用金額を聞き、我々は、大変驚いております。

新石岡地方斎場は、石岡市・小美玉市・かすみがうら市で運営する広域施設であり、その構成員にあっては、誰しものが平等に扱われるべきであり、このような差別ともいえるべき待遇がなくてはならないことでもあります。

このような料金体制では、市民の利益を守るところか、市の負担を市民に転嫁していると言わざるを得ません。

これらを踏まえ、構成市の格差を解消し、かすみがうら市民の誰しものが利用できるよう、以下の点について、利用料に対する助成措置を講ずるよう、強く要望するものである。

記

- 1 石岡地方斎場組合の構成市の格差を解消するため、かすみがうら市民に対し、助成措置を講ずること。
- 2 助成の基本的な考え方は、式場の市民負担の限度額は3万円／回とし、それ以上の負担額については、助成措置を講ずること。
- 3 かすみがうら市（千代田地区及び霞ヶ浦地区）の市民がだれでも利用できるように、助成措置を講ずること

『ごみ広域処理』を求める決議を“可決”

～将来の多大な財政負担を懸念～

第2回定例会の最終日に、『ごみ処理施設更新に伴う市民の負担増を避けるため広域処理を求める決議』が議員発議により提出され、賛成多数で可決されました。



▲環境クリーンセンター

ごみ処理施設更新に伴う市民の負担増を避けるため広域処理を求める決議

現在、本市のごみ処理は、平成7年4月に供用開始した「新治地方広域事務組合環境クリーンセンターごみ焼却施設」で処理を行っている。供用開始後19年が経過し、焼却施設の一般的な耐用年数を25年とした場合、残存寿命は約5年であり、平成31年度末には施設の寿命を迎えることとなる。ごみ処理が中断できないことは言うまでもなく今後の対応について早期に検討する必要がある。

そのような中、本市と石岡市は、平成18年7月から「循環型社会形成推進検討会」において、小美玉市、茨城町を含めた4市町で、新たなごみ処理施設を広域で設置することについて検討を進めてきた。

しかし、平成25年12月26日開催の第1回首長意見交換会において宮嶋市長が、4月以降に設置される協議会には参加しないことを表明したことから、本市は孤立している状況にある。

平成31年度には広域処理の協定期間が満了となり、新治地方広域事務組合から土浦市、石岡市がともに脱退することが確実視される中、本市単独で新ごみ処理場を整備・運営しなければならないことも予測される。

その場合の整備費用は約44億円にも達し、4市町による広域処理の場合の整備費用負担額、約16億円と比較した場合、28億円もの巨額な負担増を招くことになる。

また、運営費についても、本市単独となった場合には、当然、非効率となることから財政的負担額は計り知れないものとなる。

さらには、市長は一般質問の答弁において「ごみ処理計画にあわせ、有料化の検討が必要であると思われます。」と発言しており、このことから、将来的には可燃ごみが有料化され、市民に負担が求められる状況になることも想像に難くない。

以上のことから、我々かすみがうら市議会は、市の多大な財政負担と有料化による市民への個人負担を防止するため、単独でのごみ処理場の整備・運営にならないよう、石岡市、小美玉市、茨城町との広域設置、広域運営に向けた協議会への復帰を強く要請するものである。

以上、決議する。

平成26年

第2回定例会



平成26年第2回定例会を、5月29日から6月13日までの16日間の会期で開催いたしました。一部の案件以外については『平成26年第2回定例会議案審査特別委員会』を設置のうえ付託をし、慎重審査を行いました。また、5月30日、6月2日の2日間において一般質問（後頁P11～13）を行いました。

議案等の審議結果

▼**報告第2号**
平成25年度かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書について

▼**報告第3号**
平成25年度かすみがうら市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

▼**報告第4号**
平成25年度かすみがうら市土地開発公社事業決算について

▼**報告第5号**
平成26年度かすみがうら市土地開発公社事業計画及び資金計画並びに収支予算について

▼**議案第37号**
平成26年度防災行政無線千代田地区屋外子局整備工事請負契約の締結について

▼**議案第38号**
かすみがうら市印鑑条例及びかすみがうら市手数料条例の一部を改正する等の条例の制定について

自動交付機の廃止に伴い、市民カードを印鑑登録証に変更するとともに住民基本台帳カードの多目的利用を廃止す

可決

可決

るため、この条例を制定するものです。

▼**議案第39号**
かすみがうら市障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例の制定について

学校教育法施行令の一部改正に伴い、「障害児就学指導委員会」を「教育支援委員会」に改称するため、この条例を改正するものです。

▼**議案第40号**
かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

消防法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、この条例を制定するものです。

▼**議案第41号**
平成26年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）

主な内容は、電算に係るシステム改修業務委託、被災農業者向け経営体育成支援事業補助金等を計上したものです。

▼**議案第42号**
平成26年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

可決

可決

可決

可決

▼**議案第43号**
平成26年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第1号）

▼**議案第44号**
市道路線の認定について

▼**議案第45号**
市道路線の変更について

▼**議案第46号**
かすみがうら市固定資産評価審査委員会委員の選任について

米山 繁（宍倉）
平成26年6月13日 同意

▼**議案第47号**
かすみがうら市固定資産評価審査委員会委員の選任について

大橋 稔（稲吉南）
平成26年6月13日 同意

▼**議案第48号**
かすみがうら市固定資産評価審査委員会委員の選任について

木幡 節子（上稲吉）
平成26年6月13日 同意

可決

可決

可決

同意

同意

同意

第2回臨時会

▼議案第49号
かすみがうら市固定資産評価審査委員会委員の選任について

島田 昌男(深谷)
平成26年6月13日 同意

同意

▼諮問第3号
人権擁護委員の候補者の推薦について

適任

▼諮問第4号
人権擁護委員の候補者の推薦について

適任

▼諮問第5号
人権擁護委員の候補者の推薦について

適任

▼議員発議第2号
ごみ処理施設更新に伴う市民の負担増を避けるため広域処理を求める決議

可決

(内容はP5を参照)

閉会中の継続審査について

決定

閉会中の所管事務調査について

決定

請願・陳情の審査結果

▼請願第4号
新石岡地方斎場の式場の使用料の格差解消を求める請願書

(内容はP4を参照)

採択

正副議長(4年以上)

全国市議会議長会定期総会において、4年以上市議会議正副議長職にあったものとして表彰されました。

小座野 定 信

永年勤続で表彰

全国市議会議長会定期総会において、議会議員として多年にわたり、地方自治の発展と市政の向上に貢献したとして表彰されました。

鈴木 木 良 道
中根 光 雄
佐藤 文 雄

第2回臨時会 審議結果

平成26年第2回臨時会が、5月14日に開催され、本会議において慎重審議を行いました。

▼承認第1号
専決処分事項の承認を求めることについて
へかすみがうら市保育所運営事業者選考委員会条例の一部を改正する条例

承認

▼承認第2号
専決処分事項の承認を求めることについて
へかすみがうら市税条例の一部を改正する条例

承認

▼承認第3号
専決処分事項の承認を求めることについて
へかすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正する条例

承認

▼議案第35号
かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

可決

霞ヶ浦地区の各小学校を統合し、新たに(仮称)下大津・美並・牛渡・宍倉統合小学校及び(仮称)佐賀・安飾・志士庫統合小学校を設置するため、この条例を制定するものです。

▼議案第36号
平成26年度かすみがうら市一般会計補正予算(第1号)

可決

主な内容は、学校統廃合に係る設計業務委託費等を計上したものです。

▼議員発議第1号
霞ヶ浦地区の市立小学校統廃合に関する意見書

可決

(内容はP2〜3を参照)

請願・陳情の審査結果

▼請願第5号
子どもたちが待ち望む霞ヶ浦地区の小学校統合の実現を求める請願書

採択

(内容はP2〜3を参照)

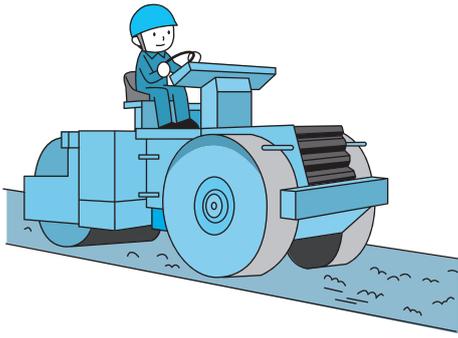
総務委員会

○閉会中に行われた委員会

(5月9日開催)

調査内容

- 入札制度に関する事項について
- 契約に関する事項について



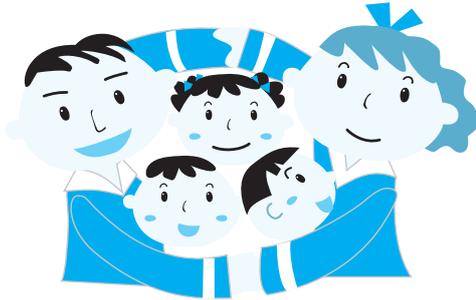
文教厚生委員会

○閉会中に行われた委員会

(5月12日開催)

調査内容

- 障害者福祉、児童福祉、高齢者福祉および医療福祉に関する事項
- 安心子ども支援事業費補助金について
- 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時給付金について



産業建設委員会

○委員会付託案件の審査

(6月3日開催)

付託案件

- 市道路線の認定について(議案第44号)
- 市道路線の変更について(議案第45号)



▲市道認定箇所の現地調査【稻吉1丁目地内】

○閉会中に行われた委員会

(5月20日開催)

調査内容

- 道路整備について
- 市道7034号線歩道整備工事第3工区における事故の経過について

平成26年 第2回定例会

議案審査特別委員会における主な議案質疑

(6月3日開催)

議案第38号

かすみがうら市印鑑条例及びかすみがうら市手数料条例の一部を改正する等の条例の制定について

Q 自動交付機が9月28日をもって廃止となるが、メリットとデメリットは。

A メリットは、自動交付機では住民票と印鑑証明の2種類しか発行できませんでしたが、廃止に伴う日曜開庁により、戸籍謄抄本、軽自動車住所証明、身分証明書、印鑑登録・廃止の手続きも行えるようになることです。デメリットは、自動交付機では土曜日と日曜日に住民票等を発行しておりますが、廃止後は日曜日だけしか交付できなくなるということです。

Q 職員が土曜日と日曜日は日直勤務をしているが、それとは別に日曜開庁を行うのか。

A 霞ヶ浦庁舎と千代田庁舎で実施している日直勤務については、自動交付機廃止後も継続して行います。日曜開庁については、それとは別に中央出張所で実施いたします。

Q 自動交付機は、霞ヶ浦庁舎と中央出張所で土日祝日にも利用ができる。廃止することについては、市民に対して丁寧な説明を行っていただきたい。

A 市民に対する周知は当然大事なことです。6月から行います。なお、これまでお使いいただいている「市民カード」は印鑑登録証と兼ねていることから、交付機廃止後も継続使用となります。このようなことも含め周知徹底してまいります。



▲廃止予定の自動交付機

Q 平日に自動交付機を利用されていた方もいると思うが、廃止後の対応はどのようにするのか。

A 廃止後は窓口対応となるため、待ち時間が増えることを懸念されての質問かと思えます。廃止後の体制については今後しっかりと検討いたしますので、よろしくお願い致します。



▲中央出張所(働く女性の家)

議案第40号

かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

- Q** 本市では、「かすみがうら祭」や「あゆみ祭り」を開催している。これまで防火に関しては、どのように指導してきたのか。
- A** 特に防火に関する指導はしていませんでしたが、今回の改正によって防火指導を徹底していくこととなります。
- Q** 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者が集合する催しに際して露店等を開設する場合とあるが、友人同士でバーベキュー大会を行うといった場合も規定の対象となるのか。
- A** 相互に面識がある者が参加する催しなどについては、規定対象外となります。
- Q** 罰則はどのようになっているのか。
- A** 消防長が指定した「指定催し」の主催者が、火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかった場合、30万円以下の罰金と規定しております。

議案第43号

平成26年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第1号）

- Q** 本市の人口は減少傾向にあり水道使用件数も伸びないと思っていたが、検針件数については増えている。何か理由があるのか。
- A** 水道メーター検針については、空き家や居住者のいないアパート等、水道休止中の箇所についても漏水等があることから実施しております。新規加入に加えて休止箇所も行っていることから、増えているとの認識です。
- Q** 水道料金等徴収業務委託については、一般公募型プロポーザル方式により業者選定を行うとのことだが、今後のスケジュールはどのようになっているのか。



▲水道メーター

- A** 8月にホームページで参加業者を募集し、応募してきた者の資格審査を行います。その後、審査を通過した者に参加要請をし、10月中に公募要件を満たした業者によるプレゼンテーションを実施し、委託先を決定する予定です。
- Q** 委託業者の選定は、どのように行うのか。
- A** 広域的に業務委託をすることが費用削減につながるということから、阿見町と共同で行うこととなりました。なお、業者選定については阿見町と本市で行いますが、委託内容に違いがあるため契約は各々で締結となります。

小松崎 誠 議員

Q 住所地特例はリスク管理の観点から
制度廃止も想定すべき

A 一般的な介護保険制度として
将来的には確立するとの考え

Q 介護保険施設等への入所に伴って住所を施設所在地に変更した場合、施設所在市町村の介護保険の財政負担が重くなるため、住所変更前の市町村を保険者とする特例が設けられている。あくまで特例制度ですので、リスク管理の観点から、制度が廃止された場合も想定しておく必要があるのではないか。

A 宮嶋市長 住所地特例制度が仮に今廃止された場合、都市部高齢者の行き場は即なくなりそうです。それほど、都市部の高齢者問題は深刻であります。ですので、私は住所地特例制度が将来的に廃止されるとの懸念よりは、むしろ一般的な介護保険制度として確立されると思っております。

Q 宮嶋市長は石岡地方斎場の式場建設に参加しなかったが、参加した場合の試算は、国の交付税措置もあり約3728万円である。一方、石岡地方斎場の式場利用回数を年15回の40年間利用した場合、参加した場合と比べると実に8400万円の市民負担増となる。このような損失を市民に与えた損失の責任について説明を求める。

A 宮嶋市長 霞ヶ浦地区の方が利用している霞ヶ浦聖苑は式場がないことから、千代田地区と霞ヶ浦地区の式場利用の均衡・公平性を図ることが必要であると思います。民間にできることは民間での観点で行政を進めてまいりましたので、ご理解をお願いします。

- 質 問 事 項**
- 1 市の広報に入っていた新石岡斎場のチラシの発行者が不明であり、また、個人事業者名を記載したことについて
 - 2 新石岡斎場の式場使用料、石岡市民6万円、かすみがうら市民20万円への市長の責任について
 - 3 子育て世代（現役世代）に介護保険料負担増を招く、プラチナタウン構想について



▲石岡地方斎場（移転後）

川村 成二 議員

Q 都市計画税導入に不安！
今後の都市計画と財政計画は

A 神立駅周辺整備が大きな柱、
課税区域や税率等は現在白紙

Q 都市計画税導入による負担増は、将来の人口減少に拍車をかけ、企業誘致の後退につながるのではと不安でならない。そこで、都市計画税導入検討の土台となる都市計画（案）と財政計画について伺う。

A 宮嶋市長 都市計画税の導入検討については、JR神立駅周辺整備が大きな柱になっております。なお、財政計画は事業費の変動や市債の借入額によっても変化しますので、今後詳細を詰めていくことになると思います。なお、課税する区域や税率等は現在白紙状態です。

Q 都市計画税は目的税であり、受益者負担についての明確な計画があり、その説明がなされなければならない。よって、気休めな理由で導入することは決して受け入れられるものではない。今後どのように進めようとしているのか伺う。

A 宮嶋市長 都市計画税のような市民負担が発生するものについては、慎重の上にも慎重な議論を重ねていくべきと考えております。市民に市の現状を踏まえた理解を求めることは当然時間をかけて行つてまいります。まずは事務方で円滑な導入を目指すことを勉強し、先進地への視察や、専門家の意見などを伺っていきながら検討を進めてまいります。

- 質 問 事 項**
- 1 都市計画税について



▲神立駅

中根 光男 議員

Q 地域防災力の中核である
消防団の処遇改善は

A 近隣市の動向も踏まえ
報酬等を検討する

Q 平成25年12月に成立した消防団支援法では、消防団は将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在として、国と地方自治体に対し報酬などの処遇改善や訓練支援などの責務を課している。本市では、条例改正をして処遇改善をするといった方向性はあるのか。

A 消防長 法律施行により、消防団員の処遇改善のため、活動の実態に応じた適切な報酬、手当の支給について規定がされました。今後は、近隣市の動向も踏まえながら報酬等の検討を行い、活動が報われる環境づくりに積極的に取り組んでまいります。

Q 大分県豊後高田市の「学びの21世紀塾」が全国的に注目を集めている。県内市町村最下位レベルの学力テストの成績が8年連続最上位と飛躍。開校のきっかけは、完全学校週5日制導入により子どもの勉強時間が減って学力が低下するとの、保護者の不安の声でした。本市の取り組み状況について伺う。

A 菅澤教育長 本年度は大学の教授等の外部講師を招いて授業力向上研修講座を国語と算数で実施します。なお、下稻吉地区では「いなよし学習広場」や「下稻吉中学校区学習支援ボランティア」など地域による支援も進んでおり、大変ありがたいと思っております。有効な成果を上げている他市の実例から、当市の実情に合ったものなどを参考とし、地域連携も視野に入れて取り組んでまいります。

質問事項

21 人工透析患者の減少の取り組みについて
1 自転車用の高齢者マークのシールの無料配布について
3 消防団員の強化と処遇改善について
4 異常気象の発生対策について
5 がん教育について
6 学力向上に対する教育改革について



▲消防団操法大会

田谷 文子 議員

Q 若い世代が住みやすい
魅力ある地域にする対策は

A 子育て支援として給食費無料化等の
各種施策を推進

Q 本市を県内一子育てしやすい街にするには、これからの行財政改革によって、若い世代が住みやすい魅力ある地域にしなければなりません。その対策は、どのようにお考えになっているのでしょうか。

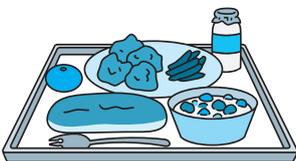
A 宮嶋市長 限られた予算の範囲内ですが、子育て支援として、女性が安心して子どもを産み育てることができると環境整備や、給食費の実質的無料化など各種施策を進め、今後とも若い世代をはじめ全ての市民の快適な暮らしの実現に向けて全力を尽くしてまいります。

Q 宮嶋市長は、政令指定都市を視野に県南中核都市実現を積極推進しています。土浦市、つくば市の合併勉強会にオブザーバーとして参加しておりますが、その意義について伺いたします。

A 宮嶋市長 近隣においての核となるであろう土浦市、つくば市の勉強会には、基本的には発言権のないオブザーバーとして参加をしております。しかし、2市の実態を把握できる点等、メリットは十分にあります。特色ある地域づくりを進めていく上でも、意義のあるものと考えております。

質問事項

21 定住人口を増やすための施策について
1 土浦・つくばの合併の勉強会のオブザーバー参加の意義と実態について



岡崎 勉 議員

Q ごみの広域処理検討会から離脱に疑問！
その理由は？

A 県南地区での広域合併を視野に
土浦市と協議を進めたい

Q 本市のごみ処理は、土浦市、石岡市との広域により環境クリーンセンターで行っている。しかし、両市は協定期間である平成31年度終了時には離脱する方向で検討している。また、現施設の耐用年数も近づいている状況にある。なぜ、石岡市、小美玉市、茨城町との広域処理の検討会からの離脱を、宮嶋市長は表明したのか。

A 宮嶋市長 県南地区での広域合併を視野に入れ、今後の本市のごみ処理計画については、土浦市と協議を進めたいと考えております。このまま検討会に参加することは、石岡市、小美玉市、茨城町にご迷惑をかけることになるとの考えから、離脱することとしたものです。

Q かすみがうら市単独で、仮に新ごみ処理施設を建設しようとした場合の試算額は幾らになるのか。

A 環境経済部長 本市単独で新しい施設を建設する場合、想定される施設の1日当たりの処理量は約46トンで、処理能力1トン当たりの建設単価を9500万円とすると約44億円となります。その場合、循環型社会形成推進交付金の対象条件を満たすことができないことから、現実的ではないとの考えです。

質問事項

1 新治地方広域事務組合から土浦市、石岡市が離脱することによって目の前に迫る「ごみ有料化問題」について



佐藤 文雄 議員

Q 学力テスト結果の
学校別公表についての見解は

A 学校別の結果の公表は
しないとの考えです

Q 安倍政権は全国学力テストを悉皆調査（全員調査）に戻すとともに「序列化や過度の競争」を理由に学校ごとの平均点公表を禁じた国の方針を覆し、自治体の判断で公表可能とした。学力テスト結果の学校別公表について、教育長の見解を求めます。

A 菅澤教育長 全国学力テストを行う本来の目的は、学校がテストの結果を踏まえて授業を改善し、子どもの学力向上に生かすことであり、本市では、学校の序列化や過度の競争といった混乱を招く恐れがあること、小規模校が多く、個人が特定されたり、平均正答率に大きく影響することなどの理由から、学校別の結果の公表はしないとの考えです。

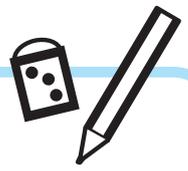
Q 子育て支援の大きな柱として、就学援助制度を積極的に活用するための方策は。

A 宮嶋市長 就学援助に対する準要保護認定基準の見直しや、申請時の民生委員の関与等、再度精査をして対応してまいります。

質問事項

7 教育行政について
6 下土田の残土問題について（農地転用について）
5 総合的な子育て支援について
4 国民健康保険について
3 固定資産税課税のあり方について（行き止まり道路
2 福祉行政について（特に高齢者福祉対策について）
1 水道事業について（ムダな水開発事業の中止を）





議会日誌 (5月3日～8月1日まで)

- 5月
 - 9日 総務委員会
 - 12日 議会運営委員会、全員協議会
文教厚生委員会
 - 14日 第2回臨時会
議会運営委員会、全員協議会
平成26年第2回臨時会議案審査
特別委員会
 - 16日 茨城県南市議会議長会定例会
平成26年第1回定例会議案審査
特別委員会
産業建設委員会
 - 22日 議会運営委員会、全員協議会
5月29日～6月13日
第2回定例会
 - 29日 議会運営委員会、全員協議会
- 6月
 - 3日 産業建設委員会
平成26年第2回定例会議案審査
特別委員会
- 7月
 - 13日 政治倫理条例検討特別委員会
議会運営委員会、全員協議会
 - 2日 全員協議会

議会を傍聴して 市の動きを知りましょう!

本会議は、一般に公開されており、どなたでも自由に傍聴することができます。議会での議員の発言や、市長の考えなどを直接聞くことができます。第3回定例会は、9月5日(金)から開会予定となっております。お気軽にお越しください。



◆ 新議員を紹介します ◆

平成26年7月13日に市議会議員補欠選挙が執行され、2名の方が当選されました。なお、任期は7月13日から平成27年1月27日までとなります。



おぐらひろし
倉 博
新治643
[総務委員会]



くるすしげお
来 栖 丈 治
戸崎1110
[総務委員会]

- 8月
 - 25日 議会だより編集特別委員会
 - 1日 議会だより編集特別委員会
議会運営委員会、全員協議会

編集後記

更なる発展のために、新市長の政治手腕に大きな期待をするとともに、新勢力が加わった議会は、政策決定を担う役割として期待が高まります。

議会だより編集委員長 川村 成一



補欠選挙とは？

市町村議会議員の補欠選挙は、繰上補充により当選人を定めることができる場合を除き、欠員数が公職選挙法第110条第1項に規定する当選人の不足数と合わせて当該選挙区における議員の定数(選挙区がないときは議員の定数)の6分の1を超えるときに行われる。

なお、議員の欠員が所定の数に達しなくても、当該選挙区(選挙区がないときはその区域)で同一の地方公共団体の他の選挙が行われるときには、この選挙と同時に補欠選挙も行う。

ただし、補欠選挙は、その欠員が、当該議員の任期満了前、6カ月以内に生じたときはこれを行わない。この場合にも、欠員者が多くなり、在任議員が定数の3分の2に達しなくなったときはこの限りでない。

なお、補欠選挙により議員となった者の任期は、前任者の残任期間である。

ご意見をお寄せ下さい